

生徒心得

日常生活における基本的態度について

高校生として、また集団社会の一員として、個人および集団社会の維持と責任ある態度を心がけ、すべての人間関係において、協調と適切な礼儀を重んじ、粗野な言動や暴力は厳にこれをつつしまなければならない。

【1】規 律

- (1) 人に迷惑をかけない。
- (2) 人の嫌がることを言ったり、強要してはならない。特に SNS などの活用方法については注意すること。
- (3) 禁止区域へは立ち入らない。屋上へは指示のある場合のほかは出てはならない。
- (4) 機械器具の無断使用や無断持ち出しをしてはならない。
- (5) 授業の開始、終了時には、起立のうえ礼を交わす。
- (6) 授業中は私語を慎み、節度を持って授業に取り組むこと。
- (7) 携帯電話等の授業中の使用を禁止する。
- (8) 考査の際は出席番号順に着席し、荷物等は、特に指示ある場合を除いて椅子の下に置く。不正行為は絶対にしてはならない。
- (9) 所持品には可能な限り記名し、紛失、拾得はただちに生徒指導室へ届け出る。
- (10) 金銭や物品の貸借はみだりにせず、貴重品の管理は原則、各自でおこなうこと。
- (11) 登校日以外の登校については、担当職員の指示に従うこと。
- (12) 次の事項については、関係各所への承認を得ること。
 - ① 掲示、放送、ビラの貼付・散布・配布等。
 - ② 新聞、雑誌の発行。
 - ③ 集会。
 - ④ 募金、物品の販売。
 - ⑤ 対外試合、他校会合への出席。
 - ⑥ 外来者との面接等。

【2】服装・頭髪等

- (1) 服装は端正で清潔なものを着用する。(制服の加工などが発覚した場合、預かり指導および制服の買いなおしとなる場合があります)
 - 服装は、時期に応じた学校指定の学生服を着用すること。
 - 実習、体育には、所定の作業服や体操服を着用すること。
- (2) カバンは特に指定はしないが必要に応じたカバンを使用すること。
- (3) 靴はスニーカーまたは革靴とし、校舎内では所定の上履きを使用すること。体育館では所定の体育館シューズを使用すること。
- (4) 特別な事情により、所定の服装を守れない場合は、学級担任および生徒指導部に届け出ること。
- (5) 頭髪は常に清潔にし、パーマ・染色・脱色・エクステンション等の着色および加工は禁止する。
- (6) ピアスやネックレス等の装飾品や過度な化粧は禁止とする。また、喫煙目的以外であつても、ライター等の所持は認めない。その他の危険物についても持ち込みを禁止とする。

【3】整理・整頓

豊かな公共心をもって公共物を大切にし、常に環境の整備に心がけねばならない。

- (1) 設備や器物を破損させた場合は、学級担任に届け出ること。事情によっては弁償の責任を負わなければならない。
- (2)ロッカーの使用については、次のことに留意すること。
 - 清潔、整理、整頓を心がける。
 - 本来の使用目的をよく考え、不要な物品は入れない。
 - 施錠を確実に行う。

【4】欠席、遅刻、早退、欠課

時間を大切守ることは集団社会における最も基本的な約束ごとであり、正当な理由を伴わない欠席や遅刻、早退が許されないのは当然である。

- (1) 欠席、遅刻の必要が生じた時は、登校指定時刻までに保護者から学級担任に届け出ること。
- (2) 病気等により、1週間以上の欠席をする場合には、医師の診断書あるいは診療費の領収書等を提出すること。
- (3) 遅刻する場合は、必ず登校前に学級担任に連絡し、その理由を届け出る。
但し、授業開始以後の遅刻は、上記以外に所定の場所にて「遅刻届」(入室許可証)を受け取り、教室で教科担任に手渡すこと。
- (4) 放課後までは許可なく校外に出ないこと。外出、早退、部活動の公式戦等では必要がある場合は、学級担任および関係各所へ届け出て許可を得ること。
- (5) 親族死亡による忌引き日数は次の通りとする。但し、遠隔地の場合は、この日数に移動の日を加算するものとする。
 - 父母(1親等)……………5日
 - 祖父母、兄弟姉妹(2親等)………3日
 - 曾祖父母・伯叔父母(3親等)……1日
- (6) 実習、体育等を見学する場合は、前もって教科担任に届け出ること。

【5】通学、校外生活

- (1) 公衆道徳、その他必要な秩序はこれを尊重し、他人に迷惑を及ぼすようなことがあってはならない。
- (2) 不適切と思われる場所へは出入りしないこと。
- (3) 交通安全に留意し、無免許運転、自転車の2人乗り・ながら運転等、法令で禁じられた行為はしないこと。

【6】自転車通学

自転車通学は、学校の許可を得た者に限る。なお、許可された者は以下の事項を必ず守ること。

- (1) 交通安全に留意し、法令で禁じられた行為は厳につつしむこと。
- (2) 自転車登録票を提出し、指定のステッカーをテール付近の泥よけに貼ること。
- (3) 自転車は所定の場所に駐輪し、確実に施錠すること。
- (4) ステッカーの紛失、破損の場合は生徒指導部に申し出て、再交付を受けること。
- (5) 登録自転車が替わった場合は、自転車登録票を更新すること。

【7】交通マナーの指導について

交通事故件数は年々増加し、高校生に関係する痛ましい単車事故も多発しており、府立高校生だけでも多数の死傷者が出ています。中には、生命は取りとめたものの、通学等に支障を来した者、加害者として多額の治療費や慰謝料等の支払いといった経済的負担で、学校生活を続けることが困難になった者もおります。この状況をふまえ、本校では、生命を守り、他人に迷惑をかけない観点から、学校とPTAが協力して、次の様な指導を推し進めて参ります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記項目をご理解の上ご協力を賜り、ご家庭でのご指導をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 交通ルールの遵守

ながら運転や車道での右側通行の禁止やヘルメットの着用や雨天時のカッパの着用の推奨など

2. 自動車・自動二輪・原付自転車・フル電動自転車・電動キックボード等の特定小型原動機付自転車での通学や制服着用時の運転・同乗の禁止

以上

【8】アルバイト

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情等でやむを得ず行う場合は、事前に保護者、学級担任および生徒指導部で十分に相談の上許可するものとし、許可された場合は所定の「アルバイト届」を学級担任に提出すること。

【9】保健・衛生

- (1) 規則正しい生活で、常に健全なる身体を保持するよう心がける。
- (2) 身体、衣服は清潔にすること。
- (3) 本人または本人の身近に感染症や食中毒が発生した場合は、すみやかに届け出ること。
- (4) 校内で身体に異常が生じた場合は、すみやかに申し出、休養・手当等の処置を受けること。

【10】安全、災害予防

- (1) 校内における災害は、各自の注意により未然に防止するよう努力する。
特に、実習・実験等危険を伴う作業については、細心の注意を払うこと。
- (2) 火気・電気等の取り扱いについても前項に準じる。
- (3) 災害発生時は、校内のサイレンおよび緊急放送により連絡する。その場合、すみやかに指定の場所へ集合すること。

【11】非常時および交通機関の運行に支障が予想される場合の措置

(1) 特別警報・警報が発令された場合

①特別警報が発令された場合

臨時休業や自宅待機などの対応が必要な場合のみ、学校ホームページにて連絡する。

②暴風警報が発令された場合

前夜からのニュース等に注意し、午前7時以降現在で、暴風警報が発令されている場合は、自宅待機とし、解除次第登校すること。(午前7時までに暴風警報が解除されている場合は、平常授業を行う)

- ・午前8時までに暴風警報が解除されている場合は、9時30分から短縮授業を行う。短縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。
- ・午前9時までに暴風警報が解除されている場合は、10時30分から短縮授業を行う。短縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。
- ・午前10時までに暴風警報が解除されている場合は、11時30分から短縮授業を行う。短縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。
- ・午前10時現在で暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

③その他の警報が発令された場合

原則として平常始業とするが、臨時休業や自宅待機などの対応が必要な場合のみ、学校ホームページにて連絡する。

(2) 交通機関が運転を停止している場合

原則として、上記(1)の②と同様とする。

※誤った情報に左右されることなく、学校ホームページで確認をしてください。